

S市における重層的里親支援～養育里親へのインタビュー調査から～
Multi-layer support for foster parents in S City—from an interview survey to “nurture foster parents”

佐藤 みゆき

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授

松澤 佳奈

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 生活支援員

【要約】

要保護児童の里親委託には、適切な家庭生活のありようを学び、自己肯定感を育むことなどの効果が期待され、委託が促進されている。しかし一方で、要保護児童の中に障がいのある児童や被虐待児が増加し、その抱える問題が複雑になっていることから、里親にはより専門的な知識が必要である。また、養育に不安を抱えている里親もおり、今後、里親に対する支援体制が重要な役割を担うと考えられる。以上のような問題意識から、里親委託を積極的に推進しているS市において、登録数の8割を占める養育里親を対象としてインタビュー調査を行い、里親への支援体制について取り組みの現状と課題を探り、効果的な支援策について考察した。その結果、里親には重層的な支援が必要であることが分かった。里親のニーズを研修内容に組み込み、里親の意見が反映される環境を整え、相談できる窓口を複数設けるなどして幅広いサポートをすることが必要である。

キーワード 里親支援 養育里親 里親会

I 問題意識—里親制度の現状

里親とは、虐待や養育拒否をする、病気や行方が分からないなどの理由で、親が養育できない状況にある子どもを里親の家庭に迎え入れ、養育する制度である。里親委託には、適切な家庭生活を体験する中で家族のありようを学び、特定の大人との愛着関係の下で養育されることで自己肯定感を育むことなどの効果が期待されている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「社会的養護の推進に向けて(平成 28 年 11 月)」)。したがって、公的責任で子どもを養育・保護する社会的養護では、里親委託を優先して検討することとされている。厚生労働省「社会的養護の現状について(平成 28 年度 11 月版)」によると、平成 15 年度末に 8.1%であった里親等委託率は、平成 27 年度末 16.5%に上昇している。

このように里親等委託率の引き上げが目指される一方で、要保護児童の中に障がいのある児童や被虐待児が増加し、子どもたちが抱える問題が複雑になっていることから、里親にはより専門的な知識が必要であると考えられる。さらに、養育に不安を抱えている里親もいる。「里親養育を体験してみたの里親の感想・意見」について「よかった」という意見が約 8 割であるのに対して、約 2 割の里親が大変さや不安を感じ、その中には委託解除を考えている人もいた(湯沢 2005: 19)。このような現状から、今後、里親に対する支援体制が重要な役割を担うのではないかと考える。また、登録里親数 9,949 世帯のうち約 8 割を占めているのが、子どもを養育することを主目的とする養育里親である。専門里親や縁組里親のように受託に厳しい要件のない養育里親に対しては、より支援の必要性が高いことが推察される。

以上のような問題意識から、本研究では、里親委託を積極的に推進している S 市の養育里親を対象としてインタビュー調査を行い、里親への支援体制について取り組みの現状と課題を探り、里親への効果的な支援策について考察するものである。

里親は、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の 4 つに分類される。「養育里親」とは、要保護児童を養育する里親である。「専門里親」は、養育里親または児童福祉事業に従事した経験が 3 年以上あり、専門里親認定研修を受講し認定を受け、虐待を受けた子どもや非行や障がいのある子どもなど特に支援が必要な子どもを養育する。

里親登録するためには、まず里親希望者は児童相談所でガイダンスを受けることになる。養育里親を希望する者は、施設への見学実習を含めた認定前研修(新規登録里親研修)を受け修了証が交付される。同時に児童相談所に対して登録申請を行い、児童相談所が家庭訪問・調査を行う。これら全て終了した後、里親調査書をもとに各都道府県の児童福祉専門分科会による認定を受ける。養育里親名簿に登録することで、児童の委託が可能となる。専門里親については、養育里親委託経験 3 年以上等の条件に加え、3 日間にわたる講義・演習を受講することや 7 日間の施設での宿泊研修の実施を含む、おおむね 3 ヶ月に亘る研修を受けなければならない。養育里親は 5 年ごと、専門里親は 2 年ごとに研修(更新研修)を受けて更新される。

里親に関連する組織として里親会がある。昭和 46 年に設立された公益社団法人全国里親会には、7,504 名の里親が加入している(平成 23 年 3 月現在)。全国里親会は、8 つのブロックから都道府県・指定都市ごとの里親会、児童相談所単位の地域里親会に分かれていく。都道府県・指定都市ごとの里親会で 66 あり(平成 23 年度現在)、会員数の最も多いところで

会員 467 人(北海道)、少ないところで会員 12 人(横須賀市)である。法人格を有している里親会もあるが多くは任意団体である。年に 1 度は総会が開かれ、研修会と親睦会が主な活動である(以上、木ノ内 2009:4 による)。

里親を支援する専門職である里親支援専門相談員は、平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 11 号通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」により新しく位置づけられ、里親支援を行う乳児院や児童養護施設に配置することとなっている。里親支援専門員は、社会福祉士か精神保健福祉士の資格を有する者か児童養護施設などで 5 年以上の勤務経験を有する者と定められている。

II 先行研究と本研究の観点

先に述べた本研究の「里親への効果的な支援策は何か」という問題意識を基に里親をテーマにした研究を調べた結果、以下の 3 点の観点を中心として調査を行い考察することにした。

第 1 点は「里親の研修制度について」である。

里親の研修制度について、「里親の場合、幅広い年齢の、しかも複雑な背景をもった子どもを養育するにもかかわらず、里親になる要件にはとくに資格を必要とはおらず、新規登録里親研修も半日程度の場合が多い。里親には継続的に研修受講の機会はあるが、参加は自由という状況にある。」(庄司 2006 : 6)と述べられ、課題として指摘されている。本研究では、特にこの「新規登録里親研修」に着目したい。「新規登録里親研修」とは、里親申請者への説明や養育里親などを対象に委託前に行われる研修である。研修は、里親が制度や養育などを学ぶ唯一の機会である。初期の研修で習得した知識や技能が里親の技量となるため、新規登録里親研修は充実したものである必要がある。

また、新規登録里親研修は、里親と児童相談所が初めに交流する場でもあり、お互いにもその時にもつ印象はその後に大きく影響すると考えられる。調査により、現状を探り、効果的なあり方を考えたい。

第 2 点は「里親と児童相談所・里親支援機関との連携について」である。

里親と児童相談所との関係については、里親は児童相談所に対して不信感を抱き、心を開いて関係性をもっているとは言えない現状があるとされている。平成 14 年 11 月に起こった「宇都宮里親傷害致死事件」は、「里母が育児の対応で危機的な状況であったにもかかわらず、児童相談所に相談しなかったのは、『児童相談所に相談すると養育不相当と判断されて子どもを取り上げられると思って相談しなかった』…」(羽柴 2008 : 75)という事例であった。また、「里親の口から、『児童相談所には、本当に困っていることは話せない』『児童相談所は、里親の苦労を解ってくれるどころか、駄目な里親として扱われ、子どもを取り上げられてしまう』という声が聞かれる。」(宮島 2006 : 30)という。

里親と児童相談所は、共に連携して児童の養育に努めることが本来の姿である。しかし、「被虐待児受託と里親の支援に関する研究」(湯沢 2004)の調査で児童相談所からの連絡や家庭訪問について、8 割以上の里親が「定期的にある」または「必要に応じて随時連絡がある」と回答しているものの、訪問の頻度は「年に 1~2 回程度」が最も多かった。里親は児童相談所とどのような関係性をもっているのか、児童相談所への希望はどのようなことである

かを知ること、里親への支援策につながると考えられる。

また、平成 20 年度から開始された「里親支援機関事業」や平成 24 年度に新しく位置づけられた「里親支援専門相談員」は、里親に実際にどのように関わって支援を行っているのかを把握したい。

第 3 点は「里親会の機能について」である。

全国里親会の「あり方検討会」が行った調査(2008)では、「地域里親会が課題としていることを書いてもらったが…その他では、『総会や大会への参加者が少ない(参加者がいつも同じメンバー)』『里親会への加入者が少ないこと』『会員が高齢化していること(若い里親が入会しないこと)』…などがあげられている。これらは里親会の活動に魅力が感じられず活動が停滞し、先細りする危険性のあることを感じさせる。」(木ノ内 2009 : 11)という。

里親会の活動は研修会と親睦会が主であり、里親の学びと交流を深める場となっている。また、里親会の大半は事務局を児童相談所の職員が担っているため、里親と児童相談所職員が交流する機会ともなっている。一方で、里親会を「内向きの車座社会」(木ノ内 2009 : 11)と表現し、専門家や研究者、同じ社会的養護の関係者がいない中での里親会の活動は、発展が難しいように感じられる。また、「多くの児童相談所が里親会の事務局は今後担えなくなっていく、場所としても事務局を児童相談所に置くことは好ましくないと児童相談所から言われている」(木ノ内 2009 : 11)とも述べられている。この現状について、里親はどのように認識しているのか、調査で探りたい。

Ⅲ インタビュー調査概要・調査結果

1) 調査概要

この研究では、北海道 S 市で里親をしている 3 つの家庭にインタビューを行った。S 市の里親登録者数は 214 人である(平成 26 年 7 月 1 日現在)。その内、養育里親は 173 人、専門里親が 17 人、養子縁組里親が 36 人、親族里親が 5 人となっている。S 市の里親等委託率(乳児院入所児、児童養護施設入所児、里親・ファミリーホーム委託児に占める里親・ファミリーホーム委託児童数)は 22.6%であり、全国平均 16.5%を上回っており、里親委託を積極的に推進している状況と言える。

前述の本研究の観点に従って、養育里親であること、里親会に入会していること、現在委託を受けていることを条件に S 市の里親の中から 3 家庭、4 名(A さん、B さん、C さん、D さん)を選定した。4 名中 C さんと D さんは夫婦であり、2 人同席でインタビューを行った。それぞれの属性は表のとおりである。

表1 調査対象者の属性							※調査時現在
	里親の種別	性別	年齢	里親登録年数	委託歴	同居者	里親登録者
Aさん	養育里親	女性	60代	6年	4人	夫婦	夫婦
Bさん	養育里親	女性	50代	6年	3人	夫婦、祖母	夫婦
Cさん	養育里親/ファミリーホーム	女性	50代	30年	約30人	夫婦、娘2人	夫婦、娘
Dさん	養育里親/ファミリーホーム	男性	60代				

※ 「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」とは、平成 21 年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童 5~6 人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホーム(厚労省ホームページ「小規模住居

型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要」2014年9月)である。

調査は2014年8月6日、7日、15日の3日間で行い、1回あたり約2時間程度のインタビュー調査をした。

調査項目は、先に挙げた本研究の観点に基づき、「里親の研修制度について」、「里親と児童相談所・里親支援機関との連携について」、「里親会の機能について」の3つを柱として、さらにそれぞれの大項目に小問をいくつか設定し、半構造化面接を行った。なお、本調査は事前に名古屋市立大学倫理委員会の承認を得ており、調査の任意性、守秘義務、得られたデータの管理方法、公表に当たって了解を取る事等について説明し、各々の対象者から同意を得た上で実施した。

2) 調査結果

各質問についての回答の要点を以下に示す。

1 里親になるまでの経過

【里親になったきっかけと動機】

- ・里親になる以前から児童福祉に携わる機会(ボランティア、民生委員、児童福祉の現場の勤務)があった(Aさん・Bさん・Cさん)
- ・子育てがしたい(Bさん・Cさん)
- ・友人に勧められた(Aさん・Cさん)
- ・里親への理解促進のためのフォーラムへの参加(Bさん)「フォーラムに行って説明を聞いて里親登録しようと思は決めていたので…休憩時間に児童相談所の職員と話して里親が足りていないことを知り、やっぱりやろうと思って直ぐに手続きしたんです…全然ためらいなんてなかった、やる気満々だった」(Bさん)
- ・子どもたちに家庭を味合わせてあげたいと思った(Cさん)

2 里親の研修制度について

【里親の新規登録研修について】

- ・あまり覚えていない(Aさん・Bさん)
- ・「忘れてしまったんですよ…なので調べました」と言って6年前の里親登録前研修のプログラムを見ながら、「内容はあんまり覚えていないんですけど…その後(研修で里親制度についての説明後)は里親さんが3、4人来て体験談を話してくれました。その時一人の人が未熟児の小さい赤ちゃんを連れていました。そういう子も見るんだなというのが印象的でした…」(Aさん)
- ・「システムの事って良く分かっていないから、抜けちゃってるんだよね。里親さんの体験談は残っているんだけど。何をしたかってそういえばあんまり覚えていない、里親になる前の研修って。こっちも焦ってたんだろうね、最初の研修って。」(Bさん)
- ・「昔だったのでね…今はすごく研修たくさんしているんですけど、私たちの時はそんなに研修とかも頻繁じゃなくて…研修に出たかなって思うのね…」(Cさん)

【研修は十分だったか】

- ・「今に比べると研修は少なかつたんですけど、実際に預かって初めて分かることの方が多いです。その当時はそれで十分であったと思います。」(Aさん)

【更新研修、その他の研修について】

- ・「その後からの年1回の研修…覚えているんだけど、里親になる前の研修ってなんだったんだろう」と言い、「研修はためになっている。子どもに障がいやトラブルがあったら関わらずにはいられない、知っていないとやっていけないから…」(Bさん)
- ・「子どもたちに対する医療的なこと、精神的なことがどんどん発達してきているので、私たちの知らない以前は10年、20年前にはなかったことが、新たに出てきているので勉強になります」(Cさん)

【研修で役立ったこと、必要と思う内容・要望】

- ・研修で役立った内容として「試し行動や赤ちゃん返りなど委託される子どもに見られる一般的な行動について」や「子どもを養育していくうえでの心構え」(Aさん)
- ・研修で必要と思う内容については、自身の経験を述べながら「実親との交流」(Aさん)「乳児の受け入れ」(Aさん)。実親との交流に関しては、「事例を交えて里親も実親と交流する場面があることを取り上げて欲しい」(Aさん)
- ・乳児の受け入れに関しては、「急に乳児が来た時のために、離乳食位までの説明が書かれたプリントがあったら便利である」(Aさん)
- ・「研修でがっちり覚えて身になる人もいるだろうけど、やっぱり気負いもあるだろうし、里親になってから紙に有ったら嬉しいなって思います。手引きとかも貰っているんだけど、それも全部読んで分かっているんだけど、実際にトラブルに遭遇した時って思い出さないんだよね。直ぐこういう時は誰にっていう一覧表があったら新人は幸せかもしれない」(Bさん)
- ・「来てみないと分からないです。小さい子が来たら、小学生が来たら、中学生が来たらその時はその時ですよ。」(Aさん)「知識として研修で詰め込んで分かったつもりでも、分かってないんだよね。実際にその生活が始まってみないと分からないこともあると思うんだよね」(Bさん)「とにかく子どもが来なければ、子どもに対応するこちら側も何ともできないので…」(Cさん)

【研修についてその他の意見】

- ・「実践を通していろんな人たちの話を聞いていくことが1番の学習かな」「人と接しながら色々な事を聞いて、自分の一つの学習として覚えて、何かの時に話を聞くのは、すごくあぁと思うけど、紙に書いちゃうとなんかそれで終わっちゃうんだよね」(Dさん)
- ・「登録してから6、7年子どもが来なかった。それで担当者の方と話して、積極的に見相にアピールしないとなかなか来ないよと言われて、そこで初めて知った」(Cさん)「子ども(実子)を育てているので、知っていれば良かったということは何もなく…それ以前の問題でアピールしておけば良かったと…それだけです」(Cさん)

3 里親と児童相談所・里親支援機関との連携について

【里親になろうと決めて初めに利用した機関】

- ・児童相談所に電話した(Aさん・Bさん)

【児童相談所の職員の印象】

- ・「直ぐに会って話が聞けるのかなって思っていたんですが、2週間後でないと予定が取れないと言われて、忙しいんだなって思いました」(Aさん)
- ・「お役所の人っていう印象があるけど、意外に何でも言ってくださいって言って下さるし頼もしいよ。事務的でなんかしてくれそうもないっていう印象はなかった。なんかあったら電話すればいいんだとすんなり思えた。悪い印象はなかった」(Bさん)

【現在、児童相談所・里親支援機関とどのような関わりがあるか】

S市では、児童相談所による里親への家庭訪問が半年に1回行われている。里親と児童相談所職員のその他の交流の場としては、里親会で月に1回「おしゃべり会」というサロン活動が行われている。「おしゃべり会」は、乳幼児・未就学児を委託されている里親の集まりである。他には、ひと月おきに活動している、学齢期以上の子どもを委託されている里親の集まりと養子縁組里親の集まりがある。

サロン活動には、里親だけでなく児童相談所の職員や里親支援専門相談員が参加している。里親会の理事会も月に1回行われている。この理事会にも児童相談所の職員や里親支援専門相談員も参加している。S市には3カ所の乳児院・児童養護施設に3人の里親支援専門相談員が配属されている。また、S市には「メンター」と呼ばれる里親がいる。メンターは地区ごとに選ばれ、メンターになった里親は各地区の里親の相談先となっている。メンターは、児童相談所の職員と一緒に新しく子どもが委託された里親の元へ一週間以内に家庭訪問をし、6週間後にメンターが一人で家庭訪問する。約半年間新しく委託を受けた里親の担当となる。

・「S市はメンターさんというのがいて…新しく里親になると困ることがあるとどこに連絡していいかわからないと困るので、児相だと少し敷居が高かったりする、おしゃべり会に来るようにも促すんだけど、それもちよっと誰に連絡していいかわからない時に、里親同士で担当をつけましょうということで、半年間ぐらい担当をつけて、困ったことがあったら連絡くださいということで…」(Aさん)

また、メンターだけではなく里親支援専門相談員も家庭訪問を行う。

- ・「委託されて最初の1、2カ月の間はよく来られました。もちろん年2回は児相の方が来られます。…最初の1、2カ月の間は児相の職員の方、里親支援専門相談員の方、メンターさんが来ますね」(Aさん)

【児童相談所・里親支援機関に気軽に相談できるか】

- ・「気軽に相談できる」「困ったことが相談できる」「相談できる所が複数ある」(Aさん、Bさん)
- ・「里親会で役員をしているので、関係があり過ぎる位ある」(Dさん)

【児童相談所・里親支援機関への要望】

- ・担当職員は実親の居住する地域によって変わるため、実親が引っ越しをした場合、児童相談所の担当職員も変わる。「そうすると実親の態度が変わって強気になったり、ケースワーカーさんと実親の関係も難しくなったり、里親と実親の関係も難しくなったりします」(Aさん)
- ・「乳児が委託される際にベビーベッドなど備品の貸し出しがあると嬉しい」(Bさん)
- ・「里親登録から委託までの期間が少ない場合、担当職員の名前や連絡先を覚える余裕がないため、担当者や連絡先が書かれた一覧表があると嬉しい」(Bさん)
- ・「S市は里親制度関係者の壁を取り除こうという傾向にあり、取り組みは活発な方である」(Dさん)
- ・「里親と児童相談所職員の関係が良くなかったのは昔の体質であり、今はそうではないということ声を上げていくべきだ」(Dさん)

4 里親会の機能について

インタビューをした3家庭の里親は皆、里親会の理事を務めていた。里親登録後そのまま里親会に入会したのは3人(Aさん、Cさん、Dさん)であった。里親登録後委託を受け、数年経って里親会に入会した人(Bさん)もいた。

【里親会に入会して初めの頃の様子】

- ・「里親会の人と児童相談所職員の区別がつかず、どれが里親会の主催するもので、どれが児相の主催するものか区別がつかなかった」(Aさん)「同じような年齢の子が委託されている人と仲良くなった」(Aさん)
- ・「初めて里親会に行った時はドキドキでした。留任の人もいて、顔と名前が一致しないのは私だけみたい。そこに行くのはすごい勇気がいった」(Bさん)メンターからの連絡で里親会に参加するようになったが、「最近では分かる人が増えたからそんなに気は重くないけど」(Bさん)
- ・「(当時S市ではない地域に住んでいた)初めの印象はよく分からなかった。児相が全部管理していて独自性がなく、講演会も形だけで、年に2回レクリエーションはあった。その時交流していた」(Dさん)

里親会にはサロン活動以外の取り組みもある。里親会では里親の中から理事が数名選ばれ、里親会の活動は理事が担当する。活動内容はサロン活動の運営や行事の企画、反省会や区ごとの懇親会もあるという。

【里親会に参加してよかったこと】

- ・「当初は里親であることを近所の人に言っていなかったもので、自由にしゃべることができなかったので、[おしゃべり会]に参加することによって、同じ立場の人ばかりなので、自由に話すことができ、とても良かった」(Aさん)
- ・「里親同士が親しく知り合いになれることや、育てていく中での悩みを分かち合うことができ、また、レクリエーションや宿泊行事に参加できることが良いことだと思いま

す」(Aさん)

- ・「関わらないと自分の経験しか知らないから、知識をためていける。…出ている意味は大きいと思う」(Bさん)
- ・「みんなが子育てに真剣で、色々な人に聞きたいという思いがある」「話をすると楽になれる」(Cさん)

【里親会はどのような存在か】

- ・「里親をしていく上ではないと不安ですね。里親会があることによって守りを感じます。里親と児童相談所だけですと、事務的と言ったら変ですけど、温かさがありません。児童相談所の方はよく変わります。でも里親会の方はそんなに変わらない…なくてはならないと思います」(Aさん)
- ・「児童相談所との関わりが基本である」(Bさん、Dさん)
- ・「児童相談所にあるから関係が密である」(Bさん)

【その他】

- ・「おしゃべり会に参加したり、理事になると職員の方と関係ができて委託されやすくなる」(Aさん)
- ・「一般的には里親会に参加しないと関係がなかなか無く、出て行かないとダメ。関わる機会が多い方が委託される機会も増える」(Dさん)

IV 考察

前章のインタビュー結果を踏まえ、「里親の研修制度について」、「里親と児童相談所・里親支援機関との連携について」、「里親会の機能について」の3つの観点から里親への効果的な支援策について考察する。

1) 里親の研修制度について

これまで努力義務であった里親の研修は、平成20年の児童福祉法改正により、養育里親の認定前研修(新規登録里親研修)の受講が義務化された。

インタビュー調査の結果では、「里親に認定される前の研修の内容はあまり覚えていない」ということ、新規登録里親研修と更新研修を含め「研修は十分であった、ためになっている」という声が聞かれたこと、「実際に子どもが来て一緒に生活してみないと分からない」という点が3家庭に共通して見られた。

新規登録里親研修が行われたのは、AさんとBさんは研修が義務化され始めた6年前、CさんとDさんに関しては30年前のことである。6年前のことをはっきりと覚えていることは難しく、研修内容をあまり覚えていないことはごく普通であると考えられる。にもかかわらず「研修が十分であった、ためになっている」と言えるのはなぜか疑問であった。それは、AさんとBさんの回答により説明可能と思われる。Aさんは、「今に比べると研修は少なかったんですけど、実際に預かって初めて分かることの方が多いです。その当時はそれで十分であったと思います。」(Aさん)と言い、Bさんは新規登録里親研修の頃を振り返り、「システムの事って良く分かっていないから、抜けちゃってるんだよね。里親さんの体験談は残っているんだけど。何をしたかってそういえばあんまり覚えていない、里親にな

る前の研修って。こっちも焦ってたんだらうね、最初の研修って。」(Bさん)と回答している。このことから、新規登録時には里親になる意気込みが強く表れ、里親になることに気持ちが高揚している状態であったことが窺える。このような時に、研修で多くの知識を頭に詰め込むことは難しいであろう。よって、新規登録里親研修は、新しく登録した里親への研修としてはまずは十分であったということである。

また、「実際に子どもが来て一緒に生活してみないと分からない」という言葉があったように、子どもを預かって養育していく中で初めて分かることや疑問に感じるが出てくる。だからこそ、子どもを養育しながら受講する、更新研修やその他の研修が役立っていると考えられる。

これらを踏まえ、里親の研修制度に関する具体的な支援としては、まず、新規登録里親研修において、「里親が自分を振り返る機会をつくること」であると考えられる。宮島(2006:26)は、新規登録里親研修に求められる機能として4つのことを挙げている。「①里親が自分自身と自分の家庭を再確認する機能、②里親が児童相談所等の職員の間で信頼関係を醸成する機能、③里親が他の里親と出会い交流を図る機能、④里親が養育上必要とする知識や技能を習得する機能」である。4つの機能は子どもを養育する上で全て大切であるが、里親になることに気持ちが高揚している状態の時に、④の知識や技能を習得することは効果的ではない。①の自分自身と自分の家庭を再確認する機会を設けることによって、「里親になること」について、冷静に向き合えるのではないかと考えられる。その一例として、鈴木(2006:25)はアメリカのコロラド州で行われている「ホームスタディー」を挙げている。ホームスタディーは、里親申請をする際に自分の生い立ち、里親になる動機、自分の人生を今どのように感じているかなどを記述して提出するものである。研修において知識や技能の習得だけではなく、「ホームスタディー」のように里親が自分を振り返る機会を増やすことが大切である。

また、次の2)の「連携」にも関連することであるが、研修からマッチングまでに、里親と児童相談所の職員が互いを知る機会が不足している状況が考えられる。S市においては、先に述べたように月に1回開催されるサロンがあり、サロンに参加することで児童相談所の職員と関わる機会がある。けれども、「登録してから6、7年子どもが来なかった。それで担当者の方と話して、積極的に児相にアピールしないとなかなか来ないと言われて、そこで初めて知った」(Cさん)という回答や、「おしゃべり会に参加したり、理事になると職員の方と関係ができて委託されやすくなる」(Aさん)というように、調査結果の中で子どもを委託されるために児童相談所の職員にアピールするという言葉が何度か出ていた。また、「一般的には里親会に参加しないと関係がなかなか無く、出て行かないとダメ。関わる機会が多い方が委託される機会も増える」(Dさん)と話す人もいた。このことから、里親が自発的に児童相談所職員と関係を持たなければ、児童相談所職員が里親のことを知る機会は少ないのではないかと考えられる。たとえば、先のホームスタディーのように里親が自分自身を振り返る作業を行い、文章になったものを児童相談所の職員が見ることによって、新規登録する里親を知る機会になる。里親と子どもはマッチングを行い委託されるが、「このこと(マッチング)の重要性が十分に語られることがなく、適切に実施されないために、『不適切な委託』や『無理な委託』が行われ、委託後に必要な支援が欠落してしまうことになる。」(宮島 2006:28)という。児童相談所の職員が里親の特性を知り、子どもが育った家庭

環境を踏まえ、里親と子どもの相性を吟味することが必要であり、そのためには里親登録前の研修の時点から児童相談所の職員が里親を知る機会が重要である。

また、研修の内容に関して、**A**さんは「(里親登録前研修で)里親さんが**3、4**人来て体験談を話してくれました。その時一人の人が未熟児の小さい赤ちゃんを連れていました。そういう子も見るんだなというのが印象的でした…」(**A**さん)という。また、**D**さんは「実践を通していろんな人たちの話を聞いていくことが1番の学習かな」と話していた。木ノ内(2006:42)は「もっともためになるのは先輩里親の体験を聴くことだろう。」と研修について述べている。研修の内容に関しては、基礎的な知識として座学も大切であるが、先輩里親などの経験談など、より実践を踏まえた内容の研修の方が印象に残り、里親の心を掴んでいると考えられる。また、「事例を交えて里親も実親と交流する場面があることを取り上げて欲しい」(**A**さん)という要望があり、「試し行動や赤ちゃん返りなど委託される子どもに見られる一般的な行動について」(**A**さん)や「子どもを養育していくうえでの心構え」(**A**さん)が研修の中で役立つという意見があったことから、より実践に近い内容の研修が求められていると考えられる。研修を通して里親がスキルアップすることで、養育として子どもに返ってくるため、研修内容をより向上させていく必要があるのである。そのためには、子どもを養育する里親のニーズを研修内容に組み込むことも重要であると考えられる。

2) 里親と児童相談所・里親支援機関との連携について

先行研究では、里親と児童相談所職員の不調な関係性が取り上げられていた。しかし、調査の結果から、**S**市の里親と児童相談所職員は、先行研究の事例のように里親が児童相談所職員に対して不信感を抱いているような関係性ではなかった。むしろ、インタビューをした里親の方から「里親と児童相談所職員の関係が良くなかったのは昔の体質であり、今はそうではないということ声をしていけばいい」(**D**さん)という意見もあった。**S**市において里親と児童相談所職員の関係性が良好である理由は、月に1回は行われるサロン(「おしゃべり会」)にあると考えられる。サロンでは、里親だけの参加ではなく、児童相談所の職員や里親支援専門員も参加する。先行研究では、児童相談所からの電話相談や家庭訪問が「定期的にある」と回答した里親(41.9%)の内、連絡・家庭訪問の頻度は「年に1~2回程度」が最も多く26.8%であった(湯沢 2003:28)。里親が児童相談所の職員との間で、信頼関係を醸成する機能について宮島が「そのためには、新しく里親登録した人が、登録してから1年以内に、少なくとも3~4回は、児童相談所の職員とのかかわりの機会が確保される必要がある」(宮島 2006:29)というように、里親と児童相談所職員が信頼関係を構築するためには、できるだけ多く互いが話し合える機会が必要である。**S**市においては、里親会が主催するサロンに児童相談所職員が参加することによって、月に1回の面会を可能にしていると言える。里親と児童相談所の職員との間に信頼関係があることで、児童相談所の職員は里親のことをより知ることができ「不適切な委託」を防ぐことができると考えられる。そして、実際に委託を受けて子どもを養育する中で、里親に悩みやストレスが出てきた際に、素直に児童相談所の職員に相談することができ、里親が養育で苦しむことやその苦しみが子どもに向けられることも防ぐことができる。また、**S**市のように、里親と里子、児童相談所の職員や里親支援専門員が定期的に面会する機会があることによって、養育状況を把握することができ、里親や里子の変化に気づくことができ、養育に関するより適切なア

ドバイスをすることができると考えられる。

先に保護者の代わりに子どもの養育ニーズを引き受けるには、ある程度の里親としての自覚とスキルが必要であると述べたが、初めから完全な里親はいないし、研修を受けても完璧な里親になることはないだろう。林(2012:14)は、「支援体制が不十分な状況では、より完璧な里親を求める傾向を生み出し、それが委託を抑制する一面が日本には存在する。」とし、「日本ではあまりに里親個人の力量に委ねられて過ぎているのではないだろうか。**Nobody Perfect**といわれるように、完全無欠の里親はあり得ない。」と述べ、「里親として育つ環境を社会的に提供することが重要」と論じている。インタビュー調査からも、里親自身も子どもを養育してから分かることが多いということが明らかとなっている。これらを踏まえ、里親に子どもが委託されてからの幅広いサポートが重要である。

里親に子どもが委託されてからの幅広いサポートという視点から、里親が委託を受けて実際に子どもを養育してから、相談できる窓口が複数設けられていることが必要である。**S**市においては、相談先が児童相談所の担当職員だけではなく、里親支援専門相談員、里親メンター、里親とあり、月に**1**回開かれるサロンが日頃の悩みなどを話せる機会であり、大きな役割を果たしていると言える。特に里親支援専門員と里親メンターは、里親にとって大きな存在になっている。メンターの役割は**A**さんの言葉に見られるように、新しく里親になった人の相談先である。効果としては、児童相談所へは相談しにくい場合や敷居が高いと感じる場合に、メンターへ相談することが考えられる。「テリトリーでもある家庭において、同じ経験をした里親が1対1の関係で話を聴くことが里親の気持ちを安定させることにつながり、里子にゆとりをもって接することができるからである。」(菅原 2010:52)とあるように、メンターは、同じ里親という立場からの相談のしやすさがあると思われる。

さらに、里親支援専門相談員に相談することで養育に関する専門的なアドバイスを受けることができる。先に述べたように調査の結果から、里親は実際に子どもを養育してから分かることが多いという。養育の中で里親が感じた疑問を一人でため込むことを防ぐため、児童相談所の職員だけではなく、里親メンターや里親支援専門相談員などを含め、複数で里親をサポートし、里子の成長を見守っていく必要があると考えられる。

S市のような里親にとって相談先が複数ある環境にするためには、**2**つのことが挙げられる。① まず、可能な限り「国が定めている人員配置や取り組みを推進すること」である。厚生労働省の「社会的養護の現状について(平成**26**年度**3**月版)」では、里親支援の取り組みとして「委託里親には、複数の相談窓口を示す」ことなどを定め、そのための体制整備として「里親担当者の配置」と「児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員」を挙げている。児童相談所の里親担当職員について、都道府県・政令指定都市を含めた**83**か所の児童相談所の内、里親担当職員を専任で設置しているのは**24**か所である(厚生労働省「社会的養護の現状について(平成**26**年度**3**月版)」)。それ以外については、他の業務と兼任する形で里親担当職員を置いているのが現状である。また、里親支援専門相談員については、**226**か所の乳児院や児童養護施設に配置されている(平成**25**年度**10**月現在)。乳児院と児童養護施設を合わせると**726**か所であるため、里親支援専門相談員が配置されている施設は全体の半分にも満たない(「社会的養護の課題と将来像の取り組み状況」平成**26**年度**3**月版)。**S**市が取り組んでいる里親メンターについては、配置基準などは存在しない。里親も含め複数の機関で子どもの養育をサポートする環境を整備する必要がある。

② さらに今までは里親と児童相談所の職員の間でしかなかった「支援の関係性を広げる意識」が必要である。里親は、児童相談所以外にも専門的な知識を持っている人がいて相談可能なことを知り、児童相談所も里親が他の機関に相談することを念頭に置き、サポートすることが大切である。そして、**S**市のような活発な取り組みをしている先駆的地区の活動を、他の地区の里親や児童相談所、里親制度に関わる機関などが知る機会が重要である。里親制度に関する取り組みには地域差があり、いまだ悩みを抱えたままどうすることもできない里親がいることも考えられる。他の地区の活発な取り組みが刺激となり、自身の地区の活動の参考にすることで、里親自身のサポートにもつながり、個々の地域の取り組みの向上につながる。

3) 里親会の機能について

今回の調査では、先行研究にあったような里親会の活動が停滞し、活動に魅力が感じられないというような声はみられなかった。**S**市の里親会は、サロン活動を通して、里親同士が互いに悩みを相談することができ、他の里親の話聞くことで学びの場になっているという印象を受けた。**S**市の取り組みのようなサロン活動を全国に広めるためには、①「専従者を配置すること」、②「専門的なアドバイスができる人を置くこと」、③「里親が主体的に参加できるサロンであること」の**3**つが必要であると考えられる。

①「専従者を配置すること」に関して、先に取り上げたように、児童相談所の里親担当専任の職員や里親支援専門相談員は全国的に広く普及しているとは言えない現状にある。児童相談所職員の業務は多忙であるため、日々変化する子どもの様子や里親の悩みに対応するためには、すべての児童相談所に里親専従の担当職員を配置する必要があると考える。

②「専門的なアドバイスができる人を置くこと」に関しては、サロン活動は、魅力的な活動でなければ里親は参加しようとしないと考えられる。里親会に関する質問の中で、里親会に入会して良かったことについて、「当初は里親であることを近所の人に言っていなかったのも、自由にしゃべることができなかったのも、「おしゃべり会」に参加することによって、同じ立場の人ばかりなので、自由に話すことができ、とても良かった」(**A**さん)という意見や、「関わらないと自分の経験しか知らないから、知識をためていける。…出ている意味は大きいと思う」(**B**さん)という話のように、養育の悩みを話せることや知識の蓄積ができることがメリットとして挙げられている。このことから、サロン活動には同じ立場の里親が参加するだけでなく、専門的な知識をもった里親支援専門相談員のような存在が必要である。また、里親メンターを配置することも有用である。仮に里親と児童相談所間で緊張関係に陥ったとしても、それらの専門職が重層的に里親の新たなサポートの役割を担うことになる。すべての地区で配置するよう制度改正を行うべきである。

③「里親が主体的に参加できるサロンであること」については、調査結果の中で「(当時**S**市ではない地域に住んでいた)初めの印象はよく分からなかった。児相が全部管理していて独自性がなく、講演会も形だけで、年に**2**回レクリエーションはあった。その時交流していた」(**D**さん)という回答があったことから、児童相談所主体で管理する里親会の活動では、里親が活動に魅力を感じなかったり、里親会に対する思い入れが薄くなることが推察される。よって、里親が主体的に活動するサロンであることが大切である。またそのためには、里親の意見が反映されるような会であり、②で述べたように里親が参加したいと思

える魅力的なサロン活動である必要がある。S市では、サロン活動や理事会だけではなく、里親会の活動に関する要望をアンケートで受け付けることや、サロンを企画する役員の里親に講演の要望をすることがあり、里親の意見が反映される環境が整っていると言える。

調査結果の中で、「里親会に入会して良かったこと」で挙げたAさんの言葉からも、里親会は同じ立場の仲間の集まりという意識が強いのではないかと推察される。また、「里親をしていく上ではないと不安ですね。里親会があることによって守りを感じます。里親と児童相談所だけですと、事務的と言ったら変ですけど、温かさがありません。児童相談所の方はよく変わります。でも里親会の方はそんなに変わらない…なくてはならないと思います」(Aさん)という意見もあった。このことから、変わらないメンバーの中で、同じ里親であるから自由に話すことができ、同じ里親であるから悩みを分かり合うことができるのではないかと考えられる。そのような点から、里親会はピアサポートのような側面を持っていると思われる。高畑は、「仲間同士の支援では、負い目や自己否定的要素がない。ここでは、それぞれの体験を蓄積した体験的知識、当事者も力があり当事者だから出来ること、心の言葉、わかちあい、ときはなち、ひとりだち過程、集団での仲間意識やわれわれ感覚によるピアサポート、仲間の相互支援でのヘルパーセラピー原則(Riessman)『人を助ける者こそ最も助けられる』がエンパワメントにつながる。」(高畑 2009:83)と述べている。高畑の言うように、里親という仲間同士であるため、養育などの悩みを抱えていても負い目や自己否定感を感じることなく話すことができるのではないかと考えられる。また、サロン活動の中で悩みを聞いてもらうだけでなく、他の里親の話聞くことで、自身の経験の再確認であったり、新たな知識が得られることが期待される。

また、調査結果の中で「里親会に入会して初めの頃の様子」について質問したところ、「里親会の人と児童相談所職員の区別がつかず、どれが里親会の主催するもので、どれが児相の主催するものか区別がつかなかった」(Aさん)という話や「初めて里親会に行った時はドキドキでした。留任の方もいて、顔と名前が一致しないのは私だけみたい。そこに行くのはすごい勇気がいった」(Bさん)という回答があったことから、「新規里親サロン」をサロン活動に加えることを提案したい。「新規里親サロン」は、里親登録してから数か月から1年の間という期間限定のサロンとし、新しく里親となった人が集まるサロンである。「新規里親サロン」は参加人数が限定されるため、新人里親だからこそ抱える悩みや不安、疑問などを、児童相談所の職員や里親支援専門相談員、里親メンターなどから丁寧に話を聞くことができる。特に、「新規里親サロン」と通常行われているサロンを、同時に参加することができるようにすることで、新しく登録した里親が里親会にスムーズに馴染むことができるのではないかと考えられる。また、里親会に入会することを特に考えていなかった里親も、同時期に研修を受けて登録した里親同士と知り合いになることができ、交流ができることに魅力を感じて、里親会の活動に参加してみようと思う可能性もある。

結びに代えて

本論文を書くに当たって、著者の児童養護施設での実習でケース研究をさせていただいたことがきっかけとなり、「里親」をテーマとした。見聞を広げるため全国里親研究大会などに参加したり、里親の方に実際にお話を聞き、大変勉強になり貴重な機会となった。里親の方のお話をうかがい、今まで子どもに真っ直ぐに向き合い養育してきた里親の方々の

熱心な姿が想像され、子どもに対する愛情が表れており感銘を受けた。今回は里親を対象とした調査であったが、次には児童相談所や里親支援機関などへのインタビューを取り入れることで、さらに深い考察ができると思われるので今後の課題としたい。

最後に、調査に関して貴重な情報をいただいた **S 市 K 家庭支援センター** の里親支援専門員様、お忙しい中インタビュー調査に協力して頂いた **S 市の里親会事務局** 長様、調査に応じてくださった里親の皆様にご心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

[文献]

木ノ内 博道(2009)「地域里親会の現状と課題」「里親と子ども vol.4」「里親と子ども」編集委員会 22-25

木ノ内 博道(2006)「里親からみた研修への要望や課題」「里親と子ども vol.1」「里親と子ども」編集委員会 40-43

「公益財団法人 全国里親会」当財団の概要

http://www.zensato.or.jp/about_us_top/about_us.html (2014年11月現在)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (平成25年2月)「平成24年度児童養護施設入所児童等調査結果」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf> (2016年11月現在)

厚生労働省 (平成28年度11月版)「社会的養護の現状について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000143118.pdf>
(2016年11月現在)

庄司 順一(2006)「里親研修の現状と課題」「里親と子ども vol.1」「里親と子ども」編集委員会 6

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 (平成28年11月版)「社会的養護の推進に向けて」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000143116.pdf>
(2016年11月現在)

菅原 範子(2010)「里親メンターによる里親家庭訪問—里子養育支援の取り組み—」「世界の児童と母性 vol.69」 資生堂社会福祉事業財団 50-54

鈴木 祐子(2006)「登録までの里親制度の説明と研修—社会的養護としての里親制度—」「里親と子ども vol.1」「里親と子ども」編集委員会 21-25

高畑 隆(2009)「ピアサポート—体験者でないと分からない—」 埼玉県立大学紀要 79-84

羽柴 継之助(2008)「児童相談所にとって里親とは」「里親と子ども vol.3」「里親と子ども」編集委員会 66-72

林 浩康(2012)「社会的養護改革と里親委託推進のあり方」「里親と子ども vol.7」「里親と子ども」編集委員会 9-18

宮島 清(2006)「新規登録里親研修に求められる4つの機能」「里親と子ども vol.1」「里親と子ども」編集委員会 26-32

湯沢 雍彦(2004) 平成15年度児童環境づくり等総合調査研究報告書「被虐待児受託里親の支援に関する調査研究」こども未来財団

湯沢 雍彦(2005)「里親入門—制度・支援の正しい理解と発展のために—」ミネルヴァ書房

